

秋田県告示第90号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域としての指定を次のとおり解除する。

平成26年3月4日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 指定を解除する区域
横手市十文字町仁井田字八萩5番1及び84番の一部（別紙図面のとおり。）
- 2 指定を解除する区域において土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 3 指定を解除する区域において省令第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置
汚染された土壤の掘削除去

備考 「別紙図面」は、省略し、秋田県生活環境部環境管理課及び秋田県平鹿地域振興局福祉環境部に備え置いて縦覧に供する。